

総合福祉部会 第10回	
H22.12.7	資料1

ぶかいさぎょう一む (ほう りねん もくてき ぎじょうし 11がつ19にち
部会作業チーム (法の理念・目的) 議事要旨 (11月19日)

1. 日時：平成22年11月19日 (金) 14:00~16:20

2. 場所：厚生労働省低層棟2階講堂

3. 出席者

ふじいざちょう ふじおかいいん やまもといいん
藤井座長、藤岡委員、山本委員

4. 議事要旨

いまさぎょう かだい だい1、「しょうがいしゃ しゃかいせいかつ しえん けんり
今作業チームの課題は、2つ。第1は、『「障害者の社会生活の支援を権利

そうごうてき ほしょう ほうりつ あん」いか ほうりつあん 「しんぼう
として総合的に保障する法律」(案)』(以下、法律案という。)と『「新法

りねん もくてき ぶんや かん いけん」いか いけんしよ せいさ だい ほか
の理念・目的」分野に関する意見』(以下、意見書という。)の精査、第2は他

ち一む ぎじょうし み と い ないよう けんとう
チームの議事要旨を見ながら取り入れるべき内容を検討する。

(だい1てんめ)
【第1点目について】

かんれんほう いけんしよ きさい ほかほう かか
・関連法については意見書にも記載しているところだが、他法との関わりにつ

かんけい じょうぶんあん さくせい ひつよう とく かんれん
いては、関係する条文案を作成する必要があるのではないか。特に関連が

おお しゃかいふくしほう
大きい社会福祉法。

けいじしほう じゆけいしゃ かん たいおう ひつよう
・刑事司法における受刑者に対しても対応が必要。

ほうりつあん ぜんぶん しょうがいしゃ じんけん しゅじんこう せんげん
・法律案の前文には、「障害者が人権の主人公」と宣言している。これ

せいど しゆたい かたくる ひょうげん もくてき
は制度の主体であることを堅苦しくないように表現することが目的である。

ていぎじょうこう だいじ か こんごせいさ ひつよう
・定義条項は大事なことが書かれており、今後精査する必要がある。

ごうりてきはいりよ きてい しょうがいしゃきほんほう
・「合理的配慮」についても規定すべきかもしれない。ただし、障害者基本法

きてい ごうりてきはいりよ おな ていぎ わ
に規定される「合理的配慮」と同じ定義とするかどうかは分からない。

ほご きやくたい ほご たいしょう へんこう
・「保護の客體」は、「保護の対象」に変更する。

ふくし ことば すべ ひてい おも ふくし げんば はたら
・「福祉」という言葉を全て否定するべきではないと思うが、「福祉の現場で働く

ひと じんけんほしょう ひつようせい かくにん ふくし ことば つか てん
人の人権保障の必要性の確認」で「福祉」という言葉を使っている点につ

いて、「福祉」を使うべきではないという意見が他の委員から出るのはではないか。

いりょう ふくし がいねん ちが なに いりょう ふくし ちょうふく ぶぶん
・「医療」と「福祉」の概念の違いは何か。「医療」と「福祉」は重複する部分

おも
もあると思う。

ほうりつあん 「ほう もくてき」 ふくし しゃかいせいかつじょう しえん
・法律案の『法の目的』では「福祉」ではなく「社会生活上の支援」とい

もんごん つか
う文言を使っている。

ふくし ぶんや はたら ひょうげん しょうがいふくしぶんや ろうどうしゃ
・「福祉の分野で働く」とあるが、この表現は「障害福祉分野の労働者」

へんこう
に変更。

ほうりつあん ごうりてきはいりよ げんきゅう ほか ぶかい こうせいいん
・法律案で「合理的配慮」についても言及した。他の部会の構成員から

ごうりてきはいりよ りゆう ぎょうせい きゅうふ よくせい と
は、「合理的配慮」を理由として、行政が給付の抑制をするというリスクを問

われるかもしれないが、そこはリスクを冒しても前進すべき。

いりょうてき とう ほうりつあん い ほんらいいりょうほう か
・「医療的ケア」等について法律案に入れていないのは、本来医療法で書くべきだからである。

いりょう ふくし れんけい じゅうようせい いりょうてき ちいき ほしょう
・「医療と福祉の連携の重要性、医療的ケアの地域での保障」では、たん

きゅういん かいごしょくいん おこな けんとう いめーじ
の吸引を介護職員が行えることについての検討をイメージしていたが、

こんご いりょう はってん ふ きゅういん げんてい こんご へんか た
今後の医療の発展も踏まえて、たんの吸引に限定されずに今後の変化に耐え

きてい
うるような規定にすべき。

せいしんしょうがいしゃ いりょうてき そうごうふくしほう いりょう
・精神障害者についての医療的ケアは、総合福祉法ではなく、医療の

ぶんや きてい
分野で規定されるべきである。

せいきゅうけん ていぎ ちいきしゅけん なが くに
・請求権の定義について、地域主権の流れがあるが、国がナショナルミニマム

す ちいきかん かくさ う ひつよう
としてどこに住んでいても地域間の格差が生まれないようにする必要がある。それ

た
に耐えるようなものにしたい。

せいきゅうけん ていぎ ちいき す ひょうげん ふよう
・請求権の定義における「どの地域に住んでいても」との表現は不要ではない
か。

しゃかいせいかつじょう しえん ほうりつ しゅびはんい いりょう こよう はざま
・社会生活上の支援をこの法律の守備範囲とすると、医療や雇用との狭間

おそ せいど はざま かなら
ができる恐れがある。どのような制度にしても狭間は必ずできてしまうので、その

さい ちょうせいほうほう ひつよう たと じゅうたく こっこうしょう れんけい
際の調整方法が必要である。例えば、「住宅」などは国交省との連携

かんが ほか ぶんや たしょうちょう れんけい ほか せいど
も考えられるところであり、他の分野でも他省庁との連携や他の制度との

ちょうせい ひつよう そうごうふくしほう せいかく ふた
調整ができるようにする必要がある。したがって、総合福祉法の性格は二つ、

ひと そうごうふくし いみ ひと かんれんぶんや ちょうせいほう
一つはいわゆる「総合福祉」の意味と、もう一つ関連分野との「調整法」と

いみ も
しての意味を持つべき。

けんりようごきかん かんが かた おも ひと しんせいとう とも
・ 権利擁護機関については2つの考え方があると思う。一つは申請等を共に

おこな いしけってい しえん ひと きゅうふ かくじつ おこな
行っていく意思決定の支援、もう一つは給付が確実に行われているかをチ

ェックするような消極的な権利擁護である。その際には自治体が適切にサー

ビスを行っているか監視することと、利用者一人一人のニーズに合った支援を受

けているかを個別に監視すること、という2つの視点が必要。

けんりようご もくてき ひとりひとり いしけってい ささ しょうがいしゃ たい
・ 権利擁護を目的として一人一人の意思決定を支えるために障害者に1対

1で対応するのは莫大な予算が必要。

とうじしゃだんたい なか けんりようご しえん むりょう
・ 当事者団体の中には、ピアサポートとともに権利擁護のための支援を無料で

やっているところもあるが、せめて実費を払ってほしい。

こんごせいてい ぎゃくたいぼうしほう さべつきんしほう そうごうふくしほう けんり
・ 今後制定していく虐待防止法、差別禁止法、総合福祉法においては、権利

擁護をそれぞれ規定するのではなく、統一した方が、財源的に考えても

現実的なのではないか。

うんようじょう いったいか きそん さまざま けんりようごじぎょう かいりょう
・ 運用上も一体化してない既存の様々な権利擁護事業について改良、

とうごう けんりようご せいど
統合し、権利擁護ワンストップのような制度はできないだろうか。

けんりようご じぎょう かくしゅしょうがいしゃだんたい じっし ほうてき
・ 権利擁護の事業は各種障害者団体を実施すべきである。そして、法的な

手段等が必要な場合には、法テラス等を活用していくべき。

たにま たにま した な にほんご
・ 「谷間からこぼれおちない」について、「谷間」からさらに下は無いので日本語とし

ておかしいのではないか。「谷間にこぼれ落ちる」や「谷間に置き去りにされない」など

にほんご ただ
が日本語としては正しいのではないか。

ちいきこう いけんしょ しめされて ちいきせいかつこうそくしん じげん
・地域移行については、意見書に示されている「地域生活移行促進のための時限

りっぼう ひつようせい しめ じげん ひつよう
立法の必要性」でも示されているとおり、時限立法としてやる必要であ

どうわたいさく じげんりっぼう ひばくしゃ かんするほうりつ はんせんびょう かん ほうりつ
る。同和対策の時限立法や被爆者に関する法律、ハンセン病に関する法律

ちいきせいかつ さんこう
が地域生活の参考になるのではないか。

(だい2てんめ た さぎょう けんとうないよう あ)
【第2点目：他の作業チームの検討内容とのすり合わせ】

しりょう しょうがい はんいとう
●資料2について（障害の範囲等）

しょうがい はんい たにま つく ごういじこう こんかい
・障害の範囲については、谷間を作らないということは合意事項であり、今回は

れいじれつきょ しょうがい はんい ぎろん ふ ひつよう
例示列挙とする。また、障害の範囲チームでの議論を踏まえる必要がある。

しりょう にちちゅうかつどう すまいとう
●資料5について（日中活動、住まい等）

す しえん ほうもん どういつ ぎろん いわかん
・住まいの支援と訪問が同一のチームで議論されていないのは違和感がある。

じんてきしえん ぶぶん ぶんり おそれ
人的支援とハードな部分が分離してしまう恐れがある。

ぜんたいてき しんぼう たいけいず かくさぎょう せつけいず つく ひつよう
・全体的な新法の体系図や各作業チームでの設計図を作る必要があるの
ではないか。

・グループホームやケアホームは、あってもいいが、じんけん せいやく
人権が制約されないようにする

ひつよう
必要がある。

せいしんしょうがいしゃ はいし
・精神障害者について、グループホームとケアホームを廃止すべき。

しりょう いりょう
●資料8について（医療）

しょうがいしゃきほんほうかいせい かんれん なか せいしんいりょう きさい
・「障害者基本法改正に関連して」の中に、精神医療についての記載が

きほんほう きょうせいにゆういん かたとう か こ はんたい
あるが、基本法に強制入院のあり方等を書き込むことには反対。

せいしんほけんふくしほう ぐたいてき かえる われわれ はんちゆう
・精神保健福祉法のどこを具体的に变えるかということは、我々の範疇では

ほごしゃきてい た ごうどうさぎょうち ーむ ぎろん かせなる
ない。保護者規定については、他の合同作業チームの議論と重なるかもしれないが、

ぜんたい けんとうかだい
全体の検討課題としてとらえる。

たぜんたい
●その他全体について

じぎょうたいけい ぎろん さぎょう
・サービスの事業体系をどうするのかという議論は、どの作業チームであるのか。

そうごうふくしほう たいけい ぜんたいぞう さぎょう
・（総合福祉法におけるサービス体系の）全体像についてはどこの作業チーム

ぎろん ぎろん しょうがいしゃじりつしえんほう わくぐみ のこ
が議論するのか。議論しないままだと、障害者自立支援法の枠組みがそのまま残
ってしまう。

じぶん かんが もくてき ぐたいか
・自分たちが考えた目的を具体化するためにはどうすればいいのか。

げんざい じぎょうたいけいとう ふつごう いけんとう いけん ざちょうかいぎ
・現在の事業体系等に不都合だとの意見等があれば、その意見を座長会議の

ほう はつげん おもう ぐたいてき ふつごう
方で発言しようと思う。具体的に不都合なところはあるか。

しょうがいしゃ ろうどう むずか しゃかいさんか ことば おか
・障害者は、労働することが難しいから「社会参加」という言葉に置き換え

き しゃかいさんか いま しゃかいさんか かんじ
ている気がする。社会参加をするということは、今まで社会参加していないと感じ、

ふるいじだい ことば いま すで じゅうぶんさんか
古い時代の言葉といえる。今は既に十分参加している。